



北欧の歴史と政策に学ぶ“男女平等社会”の実現法

5年 ●●
附属指導教員 ●●

研究動機

税金が高く生活するのに適していないイメージがあった北欧に高校1年生で旅行した際、人々が満足に生活していることを知った。日本との違いはどこにあるのか気になり、フィンランドで実際にインタビューした。そこで一番の違いは女性の社会進出にあると思った。また、元々ニュースで“女性”という言葉が強調されることに違和感を持っていたことから北欧のジェンダー史に興味を持ち、自分がインタビューをしたのはフィンランドだったため、特にフィンランドの歴史に注目した。

研究動機の背景

〈フィンランドと日本の比較〉

- ・世界幸福度報告書 3年連続世界1位 → 日本62位
- ・ジェンダーギャップ指数2020 第3位 → 日本121位
- ・議会では女性のほうが割合が高い（男：女＝1：1.67）
- ・就職率（男71% 女69%）→ 日本（男81% 女67%）
- ・管理職の女性の割合 30%台 → 日本10%台



SDGs 目標5 ジェンダー平等を実現しよう

- “男だから・女だから”という偏見や差別、不平等を問題視
- “女子だから”という理由だけで学校に通わせてもらえない
- ・本人の意思と関係なく結婚、妊娠、出産する児童婚の習慣
- ・家庭内暴力の被害者の90%が女性

ジェンダーギャップ2020

1位アイスランド 2位ノルウェー 3位フィンランド
男女の違いによって生まれる格差を国ごとに経済、政治、教育、健康面からチェックし、数値化したもの

男女平等に関するスウェーデンとフィンランドの比較

年号	スウェーデン	フィンランド
1937	母親（産前・産後）休暇 12週間（無給）	
1938	2週間の年次有給休暇導入 母親給付導入	
1939	母親休暇4カ月半に延長（無給） 結婚・出産を理由にした女性の解雇禁止	
1945	母親休暇6カ月に延長（無給）	
1948	児童手当導入	
1949		経済状態に関わらずすべての女性に母親助成が拡大
1951	年次有給休暇3週間に	
1955	母親休暇3カ月有給に	
1957	法定労働時間週45時間に	
1960	女性賃金廃止（5年以内に）	
1963	母親休暇有給期間6カ月に延長	公職における男女同一賃金 勤務日の母親手当
1964		
1965	法定労働時間42.5時間に 国家公務員に子どもが12歳に達するまで労働時間を短縮する権利	労働における性別を理由とした差別の禁止
1972		義務教育法,男女平等委員会設立
1973	法定労働時間週40時間に	保育法
1974	両親休暇（父母対象の育児休暇）6カ月所得の90%保障（両親給付・上限有・課税対象） 子どもの看護休暇導入（10日/年）	6か月間の母親手当
1975	両親休暇7カ月に延長 子どもが8歳に達するまで分割取得可能に 就学のため休業する権利を保障	国民年金法で、基礎国民年金の男女平等な権利を規定
1976		配偶者分離査定による課税制度
1978	両親休暇9カ月に延長	両親に親休暇を分けて取得する権利が認められる
1979	フルタイム雇用者に子どもが12歳に達するまで労働時間を25%短縮する権利 両親休暇12カ月に延長 出産に伴う父親休暇（10日間） スピードプレミア制度（対象期間：第1子出産後24カ月以内）	病気の子の看護による所得損失を保障する在宅子ども看護手当、特別看護手当の導入
1980	子どもの看護休暇2カ月に延長。 雇用における性別による差別禁止法、男女雇用機会均等法	
1983	改正男女雇用機会均等法により、 全ての職業の門戸を女性に開放	
1986	スピードプレミア制度対象期間を30カ月に延長 保育所・学校行事参加休暇年2日	女性に対する聖職就任禁止が撤廃される
1987		男女間の平等に関する法律（平等法）、 平等オンブズマン設立
1989	両親休暇15カ月に延長 子どもの看護休暇3カ月に延長	
1990	子どもの看護休暇4カ月に延長	就学前のすべての子どもに保育を受ける権利が認められる
1991		親への振替や共有が認められない父親休業、 父親手当の導入
1992		平等法で妊娠と子育てにかかわる差別を禁止
1994		夫婦間レイプの犯罪化
1995	両親休暇期間のうち1カ月を両親それぞれに割当（通称：父親の月）	女性の軍事職就任規制撤廃,平等法クオータ制の導入
2000		初の女性大統領（タロヤ・ハロネン）就任
2002	両親休暇16カ月に延長、割当月（父親の月）2カ月に延長	
2003		初の女性首相（アンネリ・ヤーテンマキ）就任
2005		平等法改正 差別禁止法制定
2006	両親休暇17カ月に 両親休暇取得に対する職場でのいかなる差別も禁止	
2008	平等ボーナス制度導入（2017年廃止）	
2010		初の女性司教就任
2012	両親休暇18カ月に	

フィンランドの今

- ・教育現場では女性のほうが科学の成績が高い
- ・女性がリーダーになる機会が多く設けられている
- ・コンビニに成人向け雑誌を置かない
- ・男性には兵役が義務付けられているが、女性も望めば入隊できる
- ・妊娠している女性への差別は違法
- ・男女が家事を分担するのは当たり前
- ・残業が少ない（8時頃出勤 16時退勤が一般）
- ・子供を産む前から“ウネボラ”というケアセンターがサポート
→同じ看護師が担当し、無料で利用できる
- ・両親が働いている場合、保育園は年収によって手当が支給される（待機児童問題も存在しない）
- ・父親または母親が子供の世話をする場合、給料の半額以上が支給される
- ・小学校から博士課程まで教育費無料
- ・教育の場でHeやSheを使わない

1990年代 フィンランドは景気後退

→トップレスバーが開業・営業され、女性の社会的立場も悪い状況に

- ・公共機関である職業安定所がこのような職業を女性に勧めることも
- ・一ホテル及びレストラン労働協会がサービス産業とそこで働く女性の権利を訴え、「シャツを着て仕事を！」キャンペーンを実施

考察

フィンランドは1970年に法律で労働における性別を理由とした差別の禁止が定められたが、実際に今のフィンランド社会を作ったのは法律ではなく、社会運動だったとわかった。法律は国民の生活の基準になるものだが、人々に浸透するには具体的なきっかけがないといけなくて、フィンランドではそれが雇用や所得などの経済問題と深く関係していた。これらことから、男女平等社会の実現には法律などで人々を縛るよりも、当事者である国民一人ひとりの意識を変えるきっかけが必要であり、受動的ではなく、能動的に人々が動かないと実現しないと思った。

今後の課題

フィンランドとスウェーデンという男女平等社会の先進国の政策における共通点は、今回注目した“労働・雇用”だけでなく“教育”にもあった。人々が“性”に関する問題を実生活の中で強く感じる原因と将来の社会を担う人材を育てる教育の場は大きく関係していると考えるので、今後は“教育”に注目して研究してみたい。

【参考文献】

- ・橋本紀子 フィンランドのジェンダー・セクシュアリティと教育 明石書店 2006年
- ・杉本貴代栄 フェミニズムと社会福祉政策 ミネルヴァ書房 2012年
- ・Global Gender Gap Report2020 http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf
- ・アイスランド、フィンランド、ノルウェー北欧が男女平等実現のために実践している事 <https://english.cheerup.jp/article/4360>
- ・「待機児童ゼロ」に「世界最長の育休」！？北欧で働く女性が活躍できる理由 <https://fledge.jp/article/northern-europe-childcare>

【謝辞】本研究を進めるにあたり、奈良女子大学生活環境学部の●●先生にご助言をいただきました。深く感謝申し上げます。